

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第4号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																								
1	<p>(不動産取得税の申告書等の様式)</p> <p>第43条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書類の様式</th><th>様式番号</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>7 条例第63条、条例第64条の2第5項、条例第64条の3第5項、条例第64条の4第5項、条例第64条の5第5項、条例第64条の6第5項、条例第64条の7第6項、条例第64条の8第5項、条例第64条の9第5項、法第73条の25第3項（法第73条の27の2第3項において準用する場合を含む。）、法第73条の26第2項（法第73条の27の2第3項において準用する場合を含む。）、<u>法附則第11条の4第2項又は法附則第11条の4第4項</u></td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>(中古商品自動車に係る自動車税の減額の承認等の通知)</p> <p>第64条の2 局長は、<u>条例第102条の2第2項</u>の規定による申請書を受理した場合において、減額の承認をし、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減額に該当しないこととなったときは、その旨を中古商品自動車に係る自動車税の減額承認（不承認）・取消通知書（様式第121号の12）により当該申請者に通知しなければならない。</p> <p>(自動車税に係る減額申請書等の様式)</p> <p>第68条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表中欄に</p>	条 項	書類の様式	様式番号	[略]			7 条例第63条、条例第64条の2第5項、条例第64条の3第5項、条例第64条の4第5項、条例第64条の5第5項、条例第64条の6第5項、条例第64条の7第6項、条例第64条の8第5項、条例第64条の9第5項、法第73条の25第3項（法第73条の27の2第3項において準用する場合を含む。）、法第73条の26第2項（法第73条の27の2第3項において準用する場合を含む。）、 <u>法附則第11条の4第2項又は法附則第11条の4第4項</u>	[略]		[略]			<p>(不動産取得税の申告書等の様式)</p> <p>第43条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書類の様式</th><th>様式番号</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>7 条例第63条、条例第64条の2第5項、条例第64条の3第5項、条例第64条の4第5項、条例第64条の5第5項、条例第64条の6第5項、条例第64条の7第6項、条例第64条の8第5項、条例第64条の9第5項、法第73条の25第3項（法第73条の27の2第3項において準用する場合を含む。）、法第73条の26第2項（法第73条の27の2第3項において準用する場合を含む。）<u>又は法附則第11条の4第2項、第4項若しくは第6項</u></td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>(中古商品自動車に係る自動車税の減額の承認等の通知)</p> <p>第64条の2 局長は、<u>条例第102条第2項</u>の規定による申請書を受理した場合において、減額の承認をし、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減額に該当しないこととなったときは、その旨を中古商品自動車に係る自動車税の減額承認（不承認）・取消通知書（様式第121号の12）により当該申請者に通知しなければならない。</p> <p>(自動車税に係る減額申請書等の様式)</p> <p>第68条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表中欄に</p>	条 項	書類の様式	様式番号	[略]			7 条例第63条、条例第64条の2第5項、条例第64条の3第5項、条例第64条の4第5項、条例第64条の5第5項、条例第64条の6第5項、条例第64条の7第6項、条例第64条の8第5項、条例第64条の9第5項、法第73条の25第3項（法第73条の27の2第3項において準用する場合を含む。）、法第73条の26第2項（法第73条の27の2第3項において準用する場合を含む。） <u>又は法附則第11条の4第2項、第4項若しくは第6項</u>	[略]		[略]		
条 項	書類の様式	様式番号																								
[略]																										
7 条例第63条、条例第64条の2第5項、条例第64条の3第5項、条例第64条の4第5項、条例第64条の5第5項、条例第64条の6第5項、条例第64条の7第6項、条例第64条の8第5項、条例第64条の9第5項、法第73条の25第3項（法第73条の27の2第3項において準用する場合を含む。）、法第73条の26第2項（法第73条の27の2第3項において準用する場合を含む。）、 <u>法附則第11条の4第2項又は法附則第11条の4第4項</u>	[略]																									
[略]																										
条 項	書類の様式	様式番号																								
[略]																										
7 条例第63条、条例第64条の2第5項、条例第64条の3第5項、条例第64条の4第5項、条例第64条の5第5項、条例第64条の6第5項、条例第64条の7第6項、条例第64条の8第5項、条例第64条の9第5項、法第73条の25第3項（法第73条の27の2第3項において準用する場合を含む。）、法第73条の26第2項（法第73条の27の2第3項において準用する場合を含む。） <u>又は法附則第11条の4第2項、第4項若しくは第6項</u>	[略]																									
[略]																										

掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
1 条例第102条の2第2項	[略]	
[略]		

様式第85号（第43条関係）

[略]

[略]
岩手県税条例（以下「条例」という。）第59条第1項の規定により不動産を取得した旨を申告するとともに、次に掲げる規定により、不動産取得税の徴収猶予について申告します。
ア～オ [略]
カ 条例第64条の6第4項（ <u>農地保有合理化法人の取得に係る不動産取得税の徴収猶予</u> ）
キ～シ [略]
[略]

[略]

ア～オ [略]

カ 農地保有合理化法人の取得

キ～シ [略]

[略]

様式第86号（第43条関係）

[略]

[略]
次の該当する項目の記号を○で囲んでください。
ア～エ [略]
オ 岩手県税条例第64条の6第7項（ <u>農地保有合理化法人の取得に係る不動産取得税の還付</u> ）
カ～シ [略]
[略]

[略]

ア～エ [略]

オ 農地保有合理化法人の取得

カ～シ [略]

[略]

様式第89号（第43条関係）

[略]

[略]
次の該当する項目の記号を○で囲んでください。

掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
1 条例第102条第2項	[略]	
[略]		

様式第85号（第43条関係）

[略]

[略]
岩手県税条例（以下「条例」という。）第59条第1項の規定により不動産を取得した旨を申告するとともに、次に掲げる規定により、不動産取得税の徴収猶予について申告します。
ア～オ [略]
カ 条例第64条の6第4項（ <u>農地保有合理化法人等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予</u> ）
キ～シ [略]
[略]

[略]

ア～オ [略]

カ 農地保有合理化法人等の取得

キ～シ [略]

[略]

様式第86号（第43条関係）

[略]

[略]
次の該当する項目の記号を○で囲んでください。
ア～エ [略]
オ 岩手県税条例第64条の6第7項（ <u>農地保有合理化法人等の取得に係る不動産取得税の還付</u> ）
カ～シ [略]
[略]

[略]

ア～エ [略]

オ 農地保有合理化法人等の取得

カ～シ [略]

[略]

様式第89号（第43条関係）

[略]

[略]
次の該当する項目の記号を○で囲んでください。

ア～ウ [略]

エ 岩手県県税条例第64条の6第2項（農地保有合理化法人の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除）

オ～キ [略]

[略]

[略]

ア～ウ [略]

エ 農地保有合理化法人の取得

オ～キ [略]

[略]

様式第119号（第59条、第68条関係）

[略]

（裏）

備考1 [略]

2 この申請書を提出する場合は、免除を必要とする理由を証明する書類として改造自動車等審査結果通知書、改造概要説明書、注文書及び平面図の写しを添付してください（構造上専ら身体障害者等の利用の用に供する自動車については、自動車検査証の写しで可）。

様式第121号の12（第64条の2関係）

[略]

[略]

年 月 日付で申請のあった自動車税の減承認した

額について、岩手県県税条例第102条の2の規定に該当する（しない）ので、次のとおりしないこととなった

承認（承認しないことと）
取 り 消 します。

[略]

[略]

様式第125号の4（第68条関係）

[略]

[略]

岩手県県税条例第102条の2第2項の規定により、次のとおり減額の申請をします。

[略]

[略]

ア～ウ [略]

エ 岩手県県税条例第64条の6第2項（農地保有合理化法人等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除）

オ～キ [略]

[略]

[略]

ア～ウ [略]

エ 農地保有合理化法人等の取得

オ～キ [略]

[略]

様式第119号（第59条、第68条関係）

[略]

（裏）

備考1 [略]

2 この申請書を提出する場合は、免除を必要とする理由を証明する書類として改造自動車等審査結果通知書、改造概要説明書、注文書及び平面図の写しを添付してください（構造上専ら身体障害者等の利用の用に供する自動車については、自動車検査証の写しで可）。

様式第121号の12（第64条の2関係）

[略]

[略]

年 月 日付で申請のあった自動車税の減承認した

額について、岩手県県税条例第102条の規定に該当する（しない）ので、次のとおりしないこととなった

承認（承認しないことと）
取 り 消 します。

[略]

[略]

様式第125号の4（第68条関係）

[略]

[略]

岩手県県税条例第102条第2項の規定により、次のとおり減額の申請をします。

[略]

[略]

2

(自動車税に係る減額申請書等の様式)

第68条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
[略]		
7 条例第 107条	自動車税納税証明書(継続検査用)	[略]

様式第8号オ(第10条、第11条関係)

(表)

[略]	<p>自動車税納税証明書 (継続検査用)</p> <p>この証明書は、<u>車検</u>を受ける際に使用するものですから、<u>車検証</u>と一緒に大切に保管しておいてください。</p> <p>なお、登録番号が掲載されていないもの又は金融機関等の領収日付印のないものは、納税証明書として使用できません。(裏面を御覧ください。)</p> <p>[略]</p>
-----	---

[略]

様式第122号の4イ(第65条関係)

[略]	<p>この証明書は、<u>車検</u>を受けるときに使用するものですから、承認通知書と切り離して<u>車検証</u>と一緒に大切に保管してください。</p> <p>自動車税納税証明書(継続検査用)</p> <p>[略]</p>
-----	---

様式第130号ア(第68条関係)

自動車税納税証明書(継続検査用)	[略]
[略]	

備考1 継続検査を申請する際に、この証明書を提示してください。

2・3 [略]

[略]

(自動車税に係る減額申請書等の様式)

第68条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
[略]		
7 条例第 107条	自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)	[略]

様式第8号オ(第10条、第11条関係)

(表)

[略]	<p>自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)</p> <p>この証明書は、<u>継続検査又は構造等変更検査</u>を受ける際に使用するものですから、<u>自動車検査証</u>と一緒に大切に保管しておいてください。</p> <p>なお、登録番号が掲載されていないもの又は金融機関等の領収日付印のないものは、納税証明書として使用できません。(裏面を御覧ください。)</p> <p>[略]</p>
-----	---

[略]

様式第122号の4イ(第65条関係)

[略]	<p>この証明書は、<u>継続検査又は構造等変更検査</u>を受ける際に使用するものですから、承認通知書と切り離して<u>自動車検査証</u>と一緒に大切に保管してください。</p> <p>自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)</p> <p>[略]</p>
-----	--

様式第130号ア(第68条関係)

自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)	[略]
[略]	

備考1 継続検査又は構造等変更検査を申請する際に、この証明書を提示してください。

2・3 [略]

[略]

様式第130号イ（第68条関係）

自動車税納税証明書（継続検査用） [略]

[略]

様式第130号ウ（第68条関係）

自動車税納税証明書（継続検査用） [略]

[略]

様式第130号エ（第68条関係）

自動車税納税証明書（継続検査用）	
登録事項	[略]
[略]	
[略]	
この証明書は、 <u>車検</u> を受ける際に使用するものですから、 <u>車検証</u> と一緒に大切に保管してください。	

様式第130号イ（第68条関係）

自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用） [略]

[略]

様式第130号ウ（第68条関係）

自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用） [略]

[略]

様式第130号エ（第68条関係）

自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）	
登録番号	[略]
[略]	
[略]	
この証明書は、 <u>継続検査</u> 又は <u>構造等変更検査</u> を受ける際に使用するものですから、 <u>自動車検査証</u> と一緒に大切に保管してください。	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分及び附則第3項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の岩手県県税条例施行規則（以下「新規則」という。）様式第85号、様式第86号、様式第89号、様式第119号、様式第121号の12及び様式第125号の4は、この規則の施行の日以後に交付し、又は提出する通知書又は申告書等について適用し、同日前に交付し、又は提出した通知書又は申告書等については、なお従前の例による。
- 3 新規則様式第8号オ、様式第122号の4イ及び様式第130号アから様式第130号エまでは、表2の項の改正部分の施行の日以後に交付する通知書等について適用し、同日前に交付した通知書等については、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正前の岩手県県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。